

学校いじめ防止基本方針



青森県立青森東高等学校

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森東高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」、「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる

- ・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

※「けんか」と判断される場合でも、調査・対応する必要がある。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制及びいじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙1 (P8) ・別紙2 (P9) ※いじめ防止委員会の設置

(2) 重大事態（緊急時）の組織的対応

重大事態が発生した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

8 重大事態への対応 (P5) ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（5月、7月、9月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3 (P10)

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4 (P11)

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知

※相談窓口とは教頭・教職員・ハートフルリーダー・いじめアンケート・投書箱・

- 学校代表メール等をいう。
- ・面談の定期的実施（５月、７月、９月）
- （５）定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（６月、１０月、２月）
- （６）情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ
- （７）ハートフルリーダーの周知
 - ①ハートフルリーダー等の指名
 - ・校長が、所属校の教諭(または教頭)から１名を指名する。
 - ②ハートフルリーダーの役割
 - ・いじめ問題に係る生徒についての情報を集約し、教職員間の迅速な情報共有を推進するとともに生徒の心に寄り添う等、いじめ防止推進の中心となり、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の活性化を図る。
 - ・「いじめ」に関する校内研修の実施
 - ・学校基本方針の周知及びPDCAサイクルによる必要な見直し
 - ・生徒の情報を集約・伝達・記録したり、あるいは活用するための具体的な仕組みづくり
 - ・生徒を参画させるいじめ防止対策・活動・取組

6 いじめへの対応

- （１）生徒への対応
 - ①いじめられている生徒への対応
 - いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。
 - ・安全・安心を確保する
 - ・心のケアを図る。
 - ・今後の対策について、共に考える。
 - ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
 - ・温かい人間関係をつくる。
 - ②いじている生徒への対応
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - ・いじめの事実を確認する。
 - ・いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
 - ・今後の生き方を考えさせる。
 - ・必要がある場合は懲戒を加える。
- （２）関係集団への対応
 - 被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
 - ・自分の問題として捉えさせる。
 - ・望ましい人間関係づくりに努める。

- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を低める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

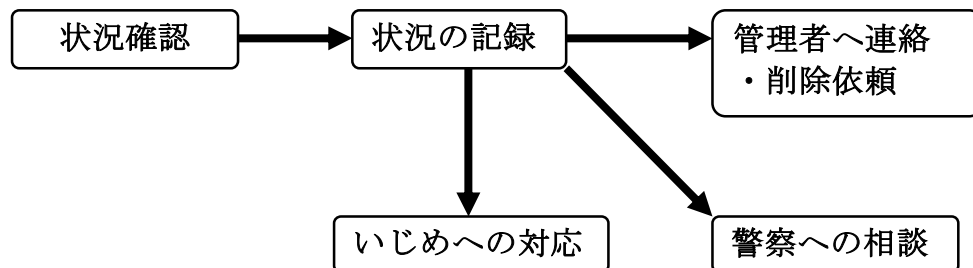
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応（緊急時）

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会を経由して知事に報告するとともに、校長はいじめ対策委員会を設置する。その後県教育委員会の指示に従い学校が調査の主体になった場合には、いじめ対策委員会にその重大事案に応じた専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

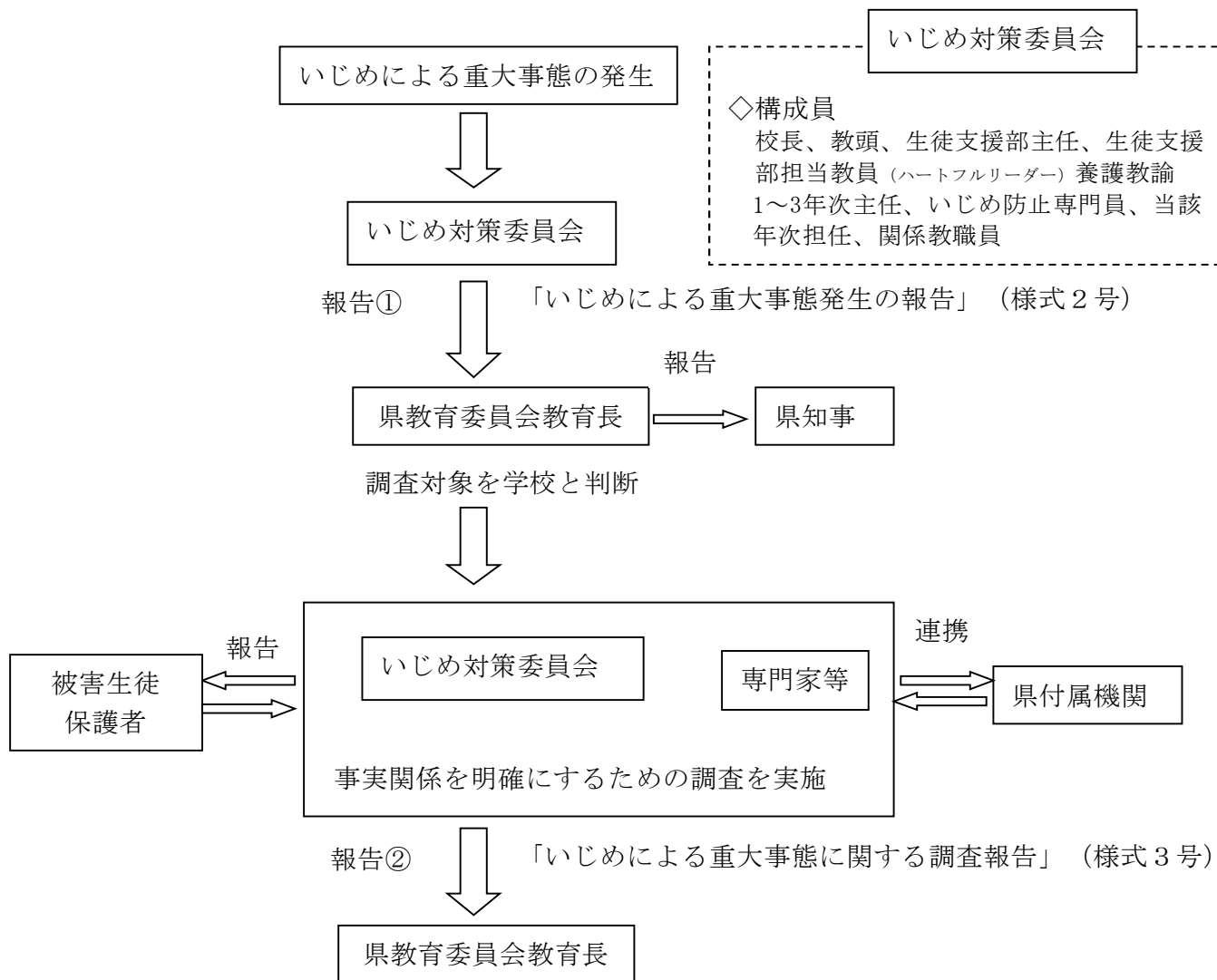
(3) 「いじめ対策委員会」の構成

校長・教頭・生徒支援部主任・生徒支援部担当教員（ハートフルリーダー）保健部主任・1～3年次主任・養護教諭・いじめ防止専門員・当該年次担任・関係教職員

※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

※構成員について、発生事案の内容によっては上記以外にも専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態への対応（緊急時）



9 いじめの解消について

(1) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。」

ただし、被害の重大性からさらに長期間の期間が必要であると判断される場合は、いじめ対策委員会及び学校長の判断により、より長期の期間を設定する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して状況を注視する。

- ②「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」

いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。いじめが過少に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ありうることを踏まえ、

学校職員はいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

10 評価

学校におけるいじめ防止対策が、予定通り実施され、防止効果を果たしているかを検証し、次年度への改善につなげるために次のような検証および検討を行う。

(1) 検証

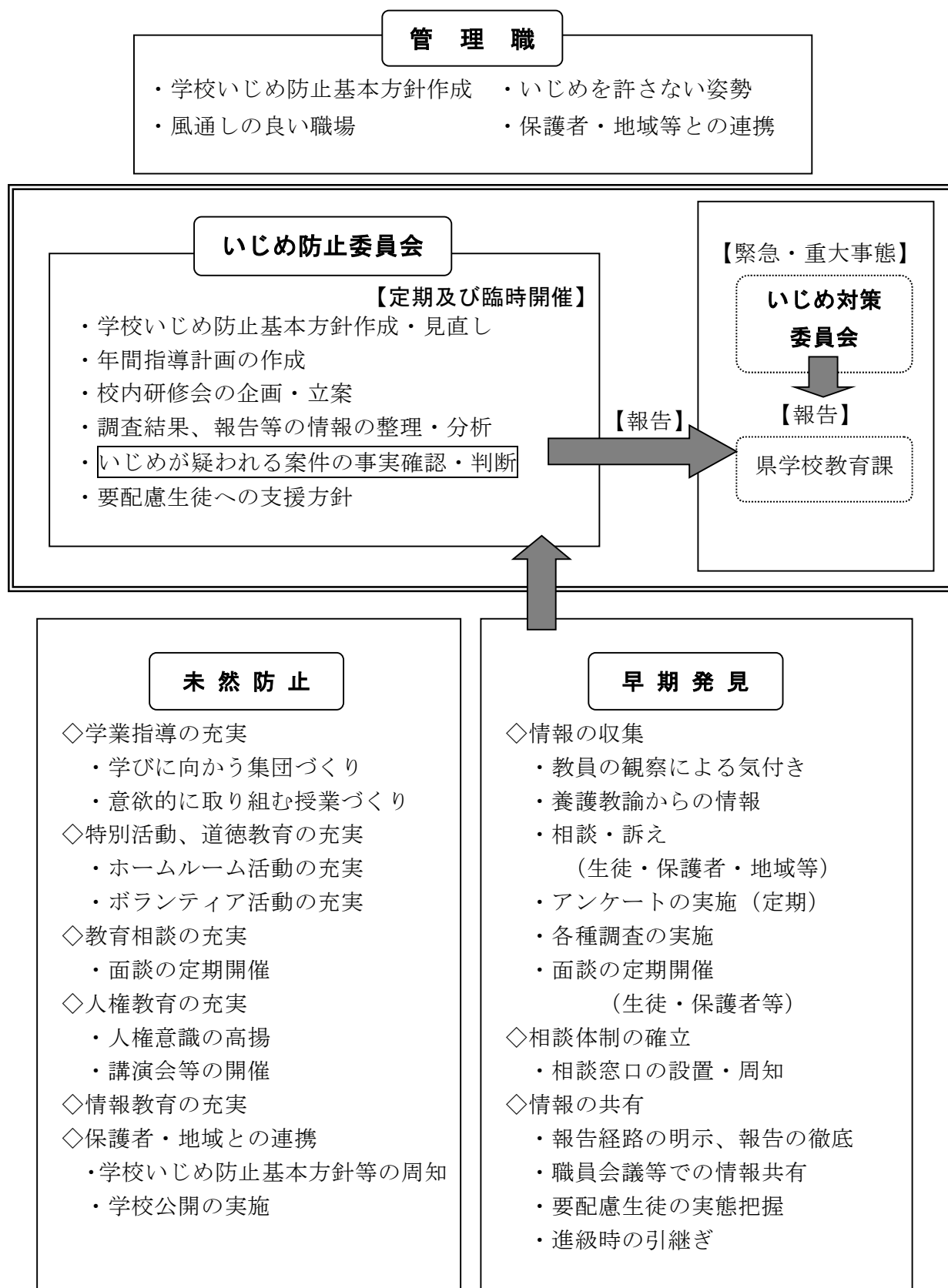
- ①生徒に対して定期的または必要に応じていじめアンケート、個人面談を実施し、検証を行う。
- ②学校評価保護者アンケートに、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。
- ③学校評価職員アンケートに、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。

(2) 検討

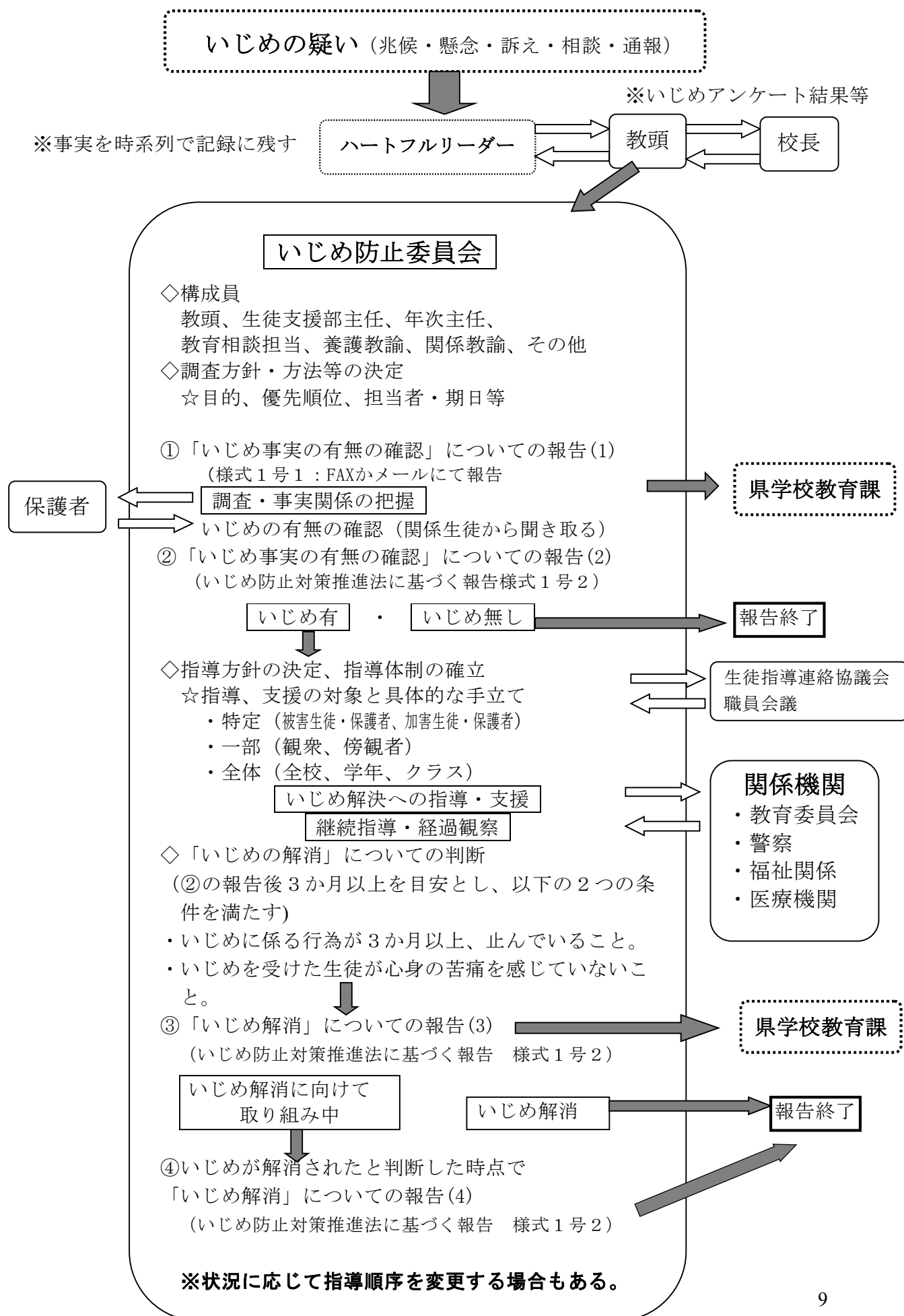
アンケートの評価項目をもとに、前期・後期学校評価会議において、その取り組み状況と防止効果を検討し、いじめ防止員会に次年度の改善を促す。

- ・いじめ防止委員会は、年度末までに改善案を検討し、いじめ対策委員会及び、学校評議員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会は、その改善案を協議・決定し、次年度の取組に反映させる。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめの組織的対応



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。